

# 性犯罪に関する施策検討に向けた 実態調査ワーキンググループ (第8回)

- 第1 日 時 令和元年7月12日(金) 自 午前 9時59分  
至 午前11時56分
- 第2 場 所 法務省19階共用会議室1
- 第3 議 題 性犯罪被害者支援に携わる被害者心理学の専門家からのヒアリング  
「刑法改正の影響とその評価, 性犯罪被害者の鑑定における課題等」  
その他
- 第4 議 事 (次のとおり)

## 議 事

### ○山田法務総合研究所部付

全員おそろいになりましたので、始めさせていただきます。

第8回性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループを開催いたします。

今回は法総研担当ということで、司会進行は、法務総合研究所総務企画部付の山田が務めさせていただきます。

それでは、議題1として、性犯罪被害者支援に携わる被害者心理学の専門家からのヒアリングということで、本日は、武蔵野大学人間科学部長、同大学院人間社会研究科長でいらっしゃる小西聖子教授に御出席いただいております。

先生の御経歴を御紹介させていただきます。

平成27年4月から武蔵野大学にて現職でいらっしゃいますが、政府関係委員等につきまして、内閣府犯罪被害者等施策推進会議委員、法務省法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会臨時委員などを歴任され、現在は、男女共同参画会議委員、同会議女性に対する暴力に関する専門調査会会長、東京都犯罪被害者等の支援に関する有識者懇談会委員などに御在職しておられます。

また、犯罪被害者の精神状態に関する鑑定も多く手掛けておられ、本年3月に出版された刑事精神鑑定ハンドブックにおいて、刑事事件における被害者の鑑定として、刑事事件被害者の鑑定における基本的な委嘱事項、診断、鑑定の際の被害者への配慮等に関して御執筆されています。

本日は、そのような豊富な知見をもとに、刑法改正の影響とその評価、性犯罪被害者の鑑定における課題等につき、お話しいただきます。

それでは、先生、よろしく願いいたします。

### ○小西先生

おはようございます。お呼びいただいて、ありがとうございます。

今のお話のとおり、私は、被害者支援の政策にも関わってきましたけれども、精神科医で、臨床心理士、公認心理師の資格も持っております。

臨床としては、東京の性暴力被害者支援ワンストップセンター、SARC東京と連携した精神科を、SARC東京ができて3か月目ぐらいに開きまして、普段は大学の仕事があり、週1日しかできませんので、その週1日は、ほぼ全例が、SARC東京からの紹介の性暴力被害者の臨床をしております。

半年以上前になりますけれども、そこで、これまでの臨床を区切ったときに、データを研究に使用して、公表していいと言っていた方が68名でしたので、多分全体では100件弱ぐらいの、ワンストップセンターを通じた性暴力被害者のケースを臨床で見ているということになります。

内訳を簡単に言いますと、初診時にPTSD（心的外傷後ストレス障害）と診断される人が6割ぐらい、それから、PTSDの周辺の診断が付く人があと2割ぐらいおられまして、性暴力被害者の臨床というのは、基本的にPTSD臨床だというふうにいってもいいような状況になっています。その中で、警察に、少なくとも相談されているケース、認知されるか、

あるいは起訴されるかというところは抜きにして、相談されているケースは、3割ぐらいだと思います。

今日私がお話することは、主に2点ございまして、一つは支援の領域での刑法改正の影響とその評価ということです。もちろん、刑法改正がどういう影響をもたらしたかと、法学的な視点からどうかというのは、私の専門ではございませんが、支援の領域で見たときに、どういうことがあるかということちょっと考えてみたい。

それから、もう一つは、性犯罪被害者の精神鑑定事例に見る被害者の心理、行動評価と司法における評価というふうに書きましたけれども、今まで何十例かの性暴力被害者の精神鑑定を行ってきました、やっぱり、ここがなかなか分かってもらえないんだなというところとか、性暴力被害者を扱っている者にとっては常識なのに、世間では全く知られていないことなんだとか、そういうことが結構たくさんありました。鑑定で扱った事例で典型的なものを今日は2例持ってきましたので、それについて、むしろ御質問いただいたり、御意見いただいたりできればというふうに思っております。

まずは刑法改正の影響というところからまいりたいと思います。

【スライド4】 どのような変化が起きているか、犯罪白書を見ますと、強制性交等の認知件数で、男性が被害者である事例が15件あった。30年版ですから、29年の途中から法律が改正されて、それに合わせての統計ということになりますけれども、平成16年以降減少傾向にあったが、29年は増加している。強制わいせつ認知件数5,809件、これは前年比6.1%減、うち男性被害者が200件、多いか少ないか、これだけでは分かりません。

特に新設の監護者性交等罪が認知件数16件、監護者わいせつ認知件数18件、改正から約半年ですから、こういうのがあったということは報告されています。

【スライド5】 これは、平成30年のところまでは犯罪白書、最後の平成31年のところは政府統計の速報値で、多分警察から出てくるものかと思えますけれども、それを合わせておりますが、これで見ますと、強姦、それから、2017年の途中からは強制性交等になるわけですが、実数としては、上昇傾向に転じているということがいえます。

それから、強姦は上昇傾向に転じて1,307件ですけれども、強制わいせつの方は7,654件から5,340件へと、だんだん減ってきています。

なかなかこれは評価が難しいです。今まで、男性で強制わいせつに入っていた事件が、強制性交等に幾つか移るということも考えられますし、刑法犯罪そのものが大変減っていますね。それも、人口減ということもありますし、評価がなかなか難しいところです。

【スライド6】 これは、人口10万単位の発生率だけ見ているんですけども、人が被害者となった刑法犯の被害発生率ですね。犯罪白書にそういう統計があったので、使わせていただきました。それは、10万単位でもだんだん減っている。その下方は女性ですけども、比率としては、余り性差がなく減っているのかなという感じがいたします。

一方で、こちらが強制わいせつ、こっちが強姦ですが、単位は10万単位になります。減ってはいなさそうだなと見えるものの、これだと余り傾向がはっきりしません。

このデータをどうやって作ったかの細かいことについては、こちらにデータソースが書いてございますので、後で見いただければよろしいかと思います。

【スライド7】 次は、人が被害者となった刑法犯の被害発生率を、被害発生率をそもそも、

平成20年のところを1として、それぞれ採ってみたものです。被害の発生率全体では、単調な減少傾向にあって、女性も男性も余り変わらないということが、この2本のグラフからは見えると思います。

一方で、こちらが強制わいせつですね。こちらが強姦と強制性交等罪ということになりますから、この二つは、人が被害者となった刑法犯全体とは異なる動きをしていることは間違いないと言えます。

やっぱり、ある時期は下がって、ある時期は上がっているところは、少し割り引き、全体として考えなくちゃいけないところもあるわけですが、これが、もしこのまま上がっているようなら、刑法犯全体の傾向と比べて、1よりは低くても、高いところを保っているようであれば、やっぱり現在の刑法改正の社会的影響も含め、影響があるというふうに考えられるのかなと思います。

もう一つデータがあります。性暴力被害の一つの特徴は、犯罪として認知される件数が実際に起こっている件数より非常に少ないことです。例えば、殺人事件と性犯罪の事件は、認知件数だと、同じレベルぐらいの桁数ですけども、暗数ということを考えてと大きく違います。

法務省の犯罪被害者実態調査など<sup>1</sup>ですと、大体十数%の通報率ということになっていますが、私が臨床で持っているような人たちは、かなり特殊なので、もうちょっと高いです。でも、一般にどうなのかというと、多分、もうちょっと低いと思います。

【スライド8】それを調べるには、国全体で採ったサンプルの調査が必要なわけですが、性犯罪についての調査は、聞き方によってもかなり変わります。内閣府の男女間の暴力に関する調査、これ、男女共同参画局がずっと、平成11年から3年に一遍採っている調査で、最初の平成11年の調査は、私のところも関わって、初めてこういう被害率を採ったんですね。それでずっとやってこられていて、これは3年ごとじゃなくて、ちょっと6年で採ってみました。平成17年、23年、29年です。

こちらは、無理やり性交等をされた体験が生涯にありましたかという、疫学の考え方という生涯有病率、生涯経験率の数ですね。その値は、最初にこういう質問ができたところから、ほぼ変わらず、大体7%前後でした。6年ずつ採ってみますと、7.2、7.6、7.8というふうに変ってきています。全国サンプルで2,000名ぐらいの調査です。

平成29年度は、男性にも聞くようになっておりますので、男性で1.5%という値が出ています。

問題は、この中で、警察に相談する人の割合はものすごく低いです。医者に相談する人なんかもっと低くて、どちらも5%以下ぐらいですね。被害を訴えるというのではなくて、相談という広い枠でそれぐらいなので、本当に低いんですけども、その中で、結局、友達

---

<sup>1</sup> 犯罪被害に関する総合的研究 - 安全・安心な社会づくりのための基礎調査結果（第4回犯罪被害者実態（暗数）調査結果） -

[http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03\\_00066.html](http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00066.html)

第3回犯罪被害実態（暗数）調査結果概要（平成20年犯罪白書）

<http://www.moj.go.jp/content/000010429.pdf>

にも家族にも専門家にも、誰にも相談しなかった人の割合というのを出すことができます。その割合を見てみますと、平成17年度が64%、平成23年度が67.9%、平成29年度が58.9%で、ここが下がってきているんですね。男性は39.1%という値が出ています。

DVの調査というのも、同じ調査のなかで一緒に行われているんですけども、DVの被害を誰かに相談するかという設問の中で、誰にも相談しなかった人の割合は、やっぱりこの十数年の間に下がりました。要するに、DVの被害者は誰かには相談するようになってきています。もしかしたら、性暴力被害に関するこの変化というのは、刑法改正を始めとする、ここ最近の社会の動きというのを反映して、ようよう下がってきたのかもしれない。

内閣府の調査は生涯の被害率なので、例えば、かなり年をとった、例えば50代、60代ぐらいの方が被害を受けていて、過去にその相談を誰にもしなかったとすると、同じ人がやるわけではないけれども、そういう人は常に、誰にも相談しなかったに丸を付けるわけで、変化が年代別で、若い人の場合はかなり変わるかもしれないんですけども、生涯になっているので、割と緩やかになっているはずなんですね。でも、その値で減っているということは、注目に値します。この29年度の調査が29年12月なんですよ。12月ということは、刑法改正後約5か月ですね、実際に施行されてから。社会の中では、強姦とか性犯罪のことが随分話題になっていましたから、それが影響しているのかもしれない。

今度、令和2年度の調査がどうなるかが、大変興味を持たれるところです。これが変わってくれば、大分、社会が変わってきたかなと。全くこの生涯被害率も、それから、誰にも言わなかった人の割合も動かないなと思って、10年以上見てきたんですけども、もしかしたら、ここで変わってくるのかもしれないなと私は思っています。

ですから、そういう意味では、刑法改正だけでなく、例えば性暴力被害者支援の政策も合わせて、例えばワンストップセンターを全都道府県に設置するみたいなことも進みまし、社会における性犯罪に対する問題意識の高まりもごさいます。

社会の話題ということで言えば、特に去年ですね、官僚等によるセクシュアルハラスメントなどの問題が起きて、マスコミがやっぱりそれを取り上げて報道するという中で、この性被害についての関心というのも高まったかなと思います。それから、MeTooの運動ですね、そういうものが日本に及ぼした影響もあります。私は被害者支援をずっとやっていますが、最初はやっぱり遺族の問題から始まったというのが私の印象です。殺人事件の遺族の問題が取り上げられ、それからDV防止法ができて、ある程度見えるようになってきて、さらに、最後に残されていたのが性暴力というふうに、被害者支援をやっている者からは見えるんですけども、そちらが社会の中で変わってきたのであれば、いいけれどもなと思っております。

私が連携しているSARC東京のワンストップセンターで、大体1年に受ける電話の数が6,000件ぐらいです。24時間必ず複数の支援者が勤務する体制でやっていて、大体6,000件ぐらいで、その中で、SARC東京ホットラインに寄せられた子供に対する性暴力の実態ということで、2018年4月から19年3月、これは刑法改正後ということになるんですけども、そこで、SARCの方で変わったというふうに印象を持たれているところがあったので、持ってまいりました。

【スライド10】例えば、この犯罪名等は、電話で聞いたところで当てはめている仮のカ

テゴリーだと思っただけといいんですけれども、だから、強姦等もデートDVも、カテゴリーで入ってきていますが、この中で、これは13歳未満の被害、13歳から17歳の被害、18歳から19歳の被害で、合計ということになっています。全部子供ですね。

基本的に、こういうワンストップセンターと連携して働いていまして、子供の被害が非常に多いです。性暴力の被害の主体は、高校生、大学生、それから20代の働いている人たちというところが性暴力被害者の中心になってきますし、どのデータもそういうことを示していますね。子供の被害は大変多いというのが、内閣府の先ほど出した被害調査の被害に遭った年齢というところを見ても分かります。

その中で、新しい傾向としては、男性の相談、今までほとんどなかったんですけども、男の子の被害の相談ですね。これは本人からではなくて、大概是保護者からですけども、男の子の被害の相談が、強姦等で7件、強制わいせつで5件、監護者による強姦等で4件というふうに、ここが以前より増えていると担当者の方はおっしゃっていました。

【スライド11】それから、こちらは相談者別、誰がこの相談をしてくるのかということなんですけれども、13歳から17歳の女の子、18歳から19歳の女の子が自分で相談してくるケースというのがかなり増えている。

この年代は情報が届くようで届きにくい層なんですけれども、ネットなどでも性被害についての情報というのは行き渡るようになってきていることもあるかと思いますが、本人からの相談が女性の場合、かなり増えていますし、男性でも合計9人の人が自分から自分の被害を、中学生、高校生ぐらいの年齢の方が相談しているということが分かります。これはとても新しい傾向ですね。

被害実態に関わる調査を見ても、恐らく、ちゃんと相談できるようになれば、若年の男性の被害というのは、今より多くなることは間違いないと思います。大体、諸外国の調査を見ましても、男性の被害は女性の被害の10分の1くらいというのが、疫学的調査で出てくる値ですので、それくらいはいくかもしれない。

今、最初に見たところで、強姦等罪の男性被害が、確か15件でしたね。15件は、10%じゃなくて、むしろ1%に近い値ですから、更に増えるのではないかなというふうに思われます。むしろ、増える方が当然だというふうに思います。

一番多いのは、やっぱりお母さんが性被害に遭った子供を連れてくるというケースが大変多いということは、当然かなというふうに思います。

私が臨床で見ている中で、一番若い人は、小学生の、例えば登校班とか同級生とか、そういう人からの被害や親からの被害というのが、小学生くらいからありますね。それから、さらに、中学生、高校生、大学生、その辺りが大変多くなっております。

【スライド12】今日、一つのお話ししたい焦点としては、性被害時に被害者がどういう態度をとるのかということが、これは非常に研究も少なく、日本語の文献だと、ほとんどないような状況なんですけれども、実際に私が話を聞くと、被害時に本当に動いていないとかいう人がかなり多いです。後で、例えば検事さんや裁判官に、どうして逃げなかったのかとか、どうして抵抗しなかったのかということ聞かれて、例えば鑑定で、そういうことについて専門的な意見を付けなさいと依頼されることが多いわけなんですけれども、日本語で、そのことについて示している論文というのは、残念ながら、余りまだないんですね。自分で書けという話かもしれませんが、なかなかちょっと、そこまでまだ時間がなくてですね。

一応、英語文献における性被害時の被害者の態度についてうちの研究室の博士課程の学生と一緒にやってみました。もうすぐ論文も出せると思います。

P s y c I N F O, P u b M E Dのデータベースで、時期を限定せずに、rapeとかsexual assault, sexual violence等とresistance, resisting, refusal,それからresponse, reaction, behavior, この辺を掛けて検索し、そのうち、査読があつて、実証研究であるものに限って、六十数本あったんですが、そのうち、目的に合う論文が26本ありました。

その中で、一番御興味があるだろうと思う結果なんですけれども、例えば、採っているサンプルが警察で認知されたケースであつたり、あるいは大学で調べたケースであつたり、被害者支援の場所で調べたケースであつたり、サンプルは様々なんですね。ですから、パーセントはかなり変わるんですけれども、どこでも共通していることは、抵抗が外見上明確な行動、例えば殴る、蹴る、騒ぐとか、そういうものよりも、消極的な抵抗行動、泣くとか避けるとか、加害者にやめるように言うとか懇願する、説得するというのもありますけれども、この程度の抵抗行動の方が、被害者には多いということが分かっています。

それから、もう一つ、積極的な行動を何もとらない人、それから、凍り付いた、何もしなかったというふうに言う人というのは、どの調査にも必ずいまして、率が多分、皆様が思っているより高いのではないかと思います、18%から69%というふうになっていました。

18%とか、この間の50からちょっと下ぐらいの、3, 40%という値は、自分の臨床的印象と、非常に一致いたします。何もしないという人と、それから、泣いたり、やめてくださいとは言ったという程度の人まで合わせると、かなりの割合になるというのが実際の状況です。

一応、積極的な抵抗、消極的な抵抗、それから行動をとらないの五つぐらいに分けて、ちょっとパーセントを出してみたんですけれども、ここにあるのは、一番共通して言われていることでした。

そういう意味では、今日は、抵抗できない人のお話を事例として挙げたいと思っておりますが、そういう人がまれではない。特に病理的な理由がなくても、例えば、よく話題になるのは、長期監禁があつたケースなんかで、物理的には逃げられるはずなのに逃げていないというようなケースのことは話題になりますけれども、そういうケースでなくても、本当に何もできないということが、ごく普通の被害者にあり得るというケースをお示ししたいと思っております。

【スライド14】ちなみに、私の被害者に関わる鑑定歴なんですけれども、いろんなものを入れますとこの前足したら69件ありまして、刑事が48件、民事が21件でした。そのうち、意見書、鑑定書を書いたものが50件ですね。警察、検察から委嘱されているケースが35件で、裁判所から委嘱されたケースが18件、指定弁護士とか原告、被告からの委嘱というのが16件というふうになっていました。

この刑事の被害者の性犯罪の被害者の鑑定というのが、どういうふうに来るかといいますと、大体、検察官か警察官から委嘱されることが多いんですけれども、幾つかのパターンがあります。

一つは、PTSDを診断することによって致傷とするということですね。

致傷とする理由というのは、それぞれいろんな事情がありまして、この前、なるほどと思つたケースは、PTSDの診断がなされて致傷となれば、時効が延びるが、致傷じゃないと、

時効が完成してしまっているという、性的虐待のケースでした。なるほどなというふうに思いました。

それから、致傷になることによって、当然、重罰化したいというのもあるんですけども、それだけというよりは、何かちょっと、やむにやまれぬ事情があって、致傷も付くことによって、少し訴訟の環境といますかね、それが変化するというようなケースもあるように思います。

多くの場合は、それと、もう一つ、被害によってどういう影響が出たか。ここは医学的な鑑定ですから、当然PTSDだとか、うつだとか、そういうことについて書いていくんですけども、被害による影響として診断を付けてほしいということも一緒に言われることがあります。

民事の事件では、影響は、損害賠償と当然連動しますから、そのところを詳しくやってほしいというふうに言われることもあります。

それから、もう一つが、被害者の心理について説明してほしいという委嘱事項です。

これは例えば、これから出すようなケースがそうですが、逃げられたんじゃないのというときに逃げていないのはどうしてだとか、それから、ちょっとぐらい抵抗できたんじゃないの、例えば、加害者側は合意だと思って、合意だと主張しているようなケースで、被害者がどういう行動、どういう心理で、どういう行動をとったのかというようなケースですね。

また誘拐とか長期監禁と性暴力が一緒にあったりしますと、解離症状なんかが出てくるのが非常に多いです。今まで長期監禁の例を数例扱いましたが、中には、監禁されて、解放直後は、自分の家族のことを全く忘れていたケース、もちろんそんなこと忘れないですよ、人は。ずっと強く思っているんですけども、解離症状で健忘が起きてしまっていて、相手が誰だか分からないという、状況が一時的に起きているケースや、それから、自分の感情が全く麻痺してしまっていて、全然苦しそうに見えないケースとか、そういうケースもありました。というよりも、長期監禁の被害者の方で、最初に素人が見たときに、すごく打ちのめされているなというふうになっていた方はいません。

やっぱり、人はサバイブするために、自分の感情や行動も、やっぱり置いてきてしまうので、そういう極端なケースでは、どちらかという、一緒にいる警察官の方なんかは、淡々としていますとか、結構元気ですとか言われることが多いんですが、後々、やっぱり重度のPTSDが発症する、本当に自分が安全だと分かってくると、症状が発症するというようなケースが多いです。

でも、そうなったときには、裁判は進んでしまったりしていて、なかなか、こういう人たちの具合の悪さというのを分かってもらいにくいなというふうに思うことはあります。

そういう被害者の心理状況が、事件中から事後にわたって、どうであったかということを書くということが要求されることは結構あります。

この刑事事件の中には、実は3件ぐらい、被告人の方に虐待の被害とか長期監禁の被害があって、被告人の鑑定として行っているケースもあります。そのときは普通の被告人鑑定になる、被告人の精神鑑定になるんですけども、そういうケースも入っていました。

委嘱をいただくと大体、被鑑定人が何とか持ちこたえられるようでしたら、何日か面会して、お話をして、必要な検査をして戻すというふうになっています。

時々、この人は話を聞くと、後がもたないなと思う人がいて、ゆっくり治療できるんだっ

たらできるかもしれないけれども、期限までにはちょっと、トラウマのことを聞き出すことができないなというふうに思う人もいます。この前1件、やっぱりちょっとそういうケースがございました。

【スライド15】それでは事例に入っていきたいと思います。

この事例1は、タイトルとしては、見知らぬ加害者が部屋に入ってきた直後に、全く体が動かなかったということが一つの争点になっていて、そのことに関して鑑定をというふうにいただいたものです。被疑事実は強制性交等ですね。

意見書における検討事項は、被害女性が意思に反した性交を要求されながら、抵抗することなく性交に応じてしまうようになった心理状況とその理由というふうになっておりました。

(事例1の具体的状況について説明)

今、事件中に動けなくなってしまう、フリーズといたりしていますけれども、フリーズするという言葉は、比喩的にはよく分かるんですが、生物学的な根拠というのに、やっぱりちょっと欠ける部分があるんですね。それに対して、最近研究でよく使われているのが、トニック・イモビリティ、2000年代の半ばくらいから使われていますが、日本語で、古い言葉で言うと、擬死反応ですね。ヒューマン、人間にも起きるトニック・イモビリティとして、こういうものの研究が、最近割と多くなってきています。

【スライド16】トニック・イモビリティ、下に書いてありますが、進化的に各種の動物に見られる反射の一つ、例えば、葉っぱに付いている虫なんか触ると、ころころっと足を丸めて落ちちゃったりとか、あるいは哺乳類でも、触ると全然動かなくなって、足なんか動かしても何の反応もないとか、そういうものが、進化的に一つの反射としてあることは分かっているんですけども、最近、このTI（トニック・イモビリティの略）の反応は、人間にも起こると考えられるようになりました。PTSDの患者の再体験時などの体の反応も研究されております。

トニック・イモビリティは、避けることのできない危険に対する、意思とは関わりなく生じる反応です。人間の意思とは全く関係なく、それから意識があって、分かっているも生じる反応です。インボランタリー・リフレクシブ・リアクションですね。特徴として、一時的な広範な運動抑制と外的な刺激に対する相対的無反応が見られる。動物では古くから調べられていますので、こういう1967年なんかの論文もございます。

PTSD患者とそうでない人に脅威刺激を与える実験では、PTSD患者には特に明らかな身体のTIが見られたという研究もありますし、TIを経験した人に、どういうことがあったかというのを記述的に調べた研究もございますが、体の動きの減少とか頻脈、これちょっと縮めてしまっていますが、頻脈と心拍数の上昇が起きていることもあるし、徐脈、脈の少ない方ですね、徐脈と心拍数の減少が見られていることもあります。このTIを経験したかしていないかが、後のPTSD発症や重度の抑うつと関連があるとしている研究もあります。

まだ研究途上なんですけれども、解離の反応なんかは、それこそフロイトよりもっと前から、解離ということがよく知られてきて、臨床的には非常に誰もが認める反応なんですけど、じゃ、その解離が一体どうやって起きているのかという生物学的根拠について、

なかなか決定打がなかったんですね。そういう点では、動物ともつながる進化の中で、こういうことが言われてきているというのが一つ、新しいこととして、あると思います。

大きくくれば恐怖に対する反応だと言えるわけですが、恐怖というのは非常に起源が古い感情ですね。恐怖と痛みは、生物が生きるために大変役に立ちます。痛みがない人というのは、例えば末梢なんかをすぐけがして、なかなかうまく生きられない、やけどなんかものがすごく多いですね、痛みが麻痺していると。

痛みがあるからこそ、人は頭が痛ければ休み、体が痛ければ、けががないかを見るということをするわけで、痛みは動物の生存に役立つからこそ、かなり下等な動物から人間まで、ずっと残っているといます。

恐怖もそうですね。恐怖が起こって、さまざまな反応が一気に動員されることで、サバイブする確率が高まる。高まるからこそ、これがやっぱり進化的に残ってきて、人間にもあるというふうに考えられます。そのことを考えると、こういう恐怖に関する反応というのは、実は非常に動物的で、単純な反応だというふうに考えられます。

PTSDを最初に治療し出したときに、非常に人間的な反応だというふうに思ったんですけども、生物学的な起源を考えるとむしろ動物と非常に共通点の多い、統合失調症なんかに比べると、単純な反応というふうに考えられます。だからこそ、PTSDのバイオロジカルな解明というのが、やっぱり非常に進んできているともいえると思います。そういう進化的に残ってきている反応が恐怖に関わってたくさんあって、そういうものが表れてきているんだという考え方ができるということです。

全員がこういうふうになるわけじゃないけれども、この事例、この人が被害時に、どうして動けなかったかということは、本当にトニック・イモビリティの典型だだと思います。ここは多分、本当に反射ですね、この反射が起きちゃったんだろうと思います。

解離って何かというと、頭の中にある機能が統合しては動いていないというのが解離です。一番重い解離、はっきりした解離は、そういうものの1組が一つのアイデンティティを形成しているわけですが、アイデンティティが統合されていなければ、2人の人に分かりますよね。人格断片に分かれますよね。

DIID（解離性同一性障害）ができるというのは、そういうような縦に亀裂している感じなんですけれども、例えば感情だけが切り離されたり、認知機能だけが切り離されたり、そういうことはいろいろあるわけです。

この場合は、認知機能は正常に働いて、相手を観察したり、先のことやニュースで聞いた被害のことを考えているんですけども、恐怖を強く感じ、一方で体は固まり、声は嫌と絞り出すぐらいしか出せていない。このような全体の統合のできない感じは、心理学的にいう解離、全体として解離ということが出来ます。被害の途中から感情を遮断した。

自分では、どうしようもない危機、例えば小さい子だと、いじめとか親の虐待とか、そういうものがあるときには、こういう遮断するということがよく起こります。それこそ長期監禁とか長期虐待のひどいケースは、例えば相手が手首を振り上げて、これから殴ることが分かった時点で、自分が痛みを感じないように感覚を遮断することができるというケースは何件も聞きました。

監禁事件だと、監禁されて二、三か月ぐらいたつと、そういうことが起きてきたりすると思います。人によって違いますけれども、でも、そういう感覚の遮断や感情の遮断というの

は、そういう事件では比較的好く起こりますし、小さい子がいじめられたりしたときには、繰り返しあると、そういう遮断が上手になっているというようなこともあります。

心理学的には、これは感情の麻痺や非現実感といった解離の反応であり、トラウマ体験の最中、周トラウマ期によく見られる反応です。

例えば、現在の社会で、被害について話すことは、簡単ではありません。自分の傷付きを防ぎたいという観点からは、警察に行かなかつたり、これからも付き合っていく人たちに話さなかつたりという選択肢は結構採られます。偏見を持った人がたくさんいるというところでは、これは合理的判断というふうと考えられます。

危機に強い人は、結構解離的な人であることが多いです。多分、皆さん方の中にも、本番にはすごく強いという方がいると思いますけれども、そういう人は、ちょっと解離的な要素を持っていると思います。この事例の場合が、そういうところが発揮されている上に、トニック・イモビリティの状態があつたので、非常に分かりにくい状態になっているケースというふうに思います。

トニック・イモビリティに加えて感情麻痺が起こってきたと考えると、大変このケースはよく分かるケースです。

事例の2にいきたいと思います。

【スライド18】事例の2は、優越的な地位にある加害者にラブホテルに強引に一緒に連れ込まれ、性交されたが拒否できず、後でPTSDを残した例というふうに書いております。

この事件は、被疑事実は準強姦ですね。鑑定事項が、加害者と被害者が面識があり、かつ加害者が被害者に対し、優越的地位（上司、先生等）にある場合の女性の性暴力被害者の被害時及び被害後の反応、行動並びに心理状態はどのようなものか。一般的にということですかね。

本件被害者が被害時、心理的・精神的に抵抗できないか、また、抵抗することが著しく困難な状態にあつたと認められるか。こっちは個別の話ですけれども、心理的な問題を、その二つについて説明せよということでした。

（事例2について、被害者と加害者の人間関係等を説明）

性暴力被害時及び被害後に被害者に生じる心理は、主に海外で、よく研究されています。恐怖、自責、恥の感覚、無力感、戦慄、感情の麻痺、否認、健忘などがあることが分かっています。自責感と恥の感覚の強さや感情の麻痺や健忘などの解離症状の多さは、性暴力被害の特徴と。

本当にそうですね。例えば、その人が全然悪くないようなケース、例えば、高校の教師に高校生が結構強引に連れ込まれて、強姦されたとか、そういうようなケースでさえ、被害者に聞くと、大体すごい自責感を持っています。私が誘ったんじゃないかとか、もっと拒否することができたんじゃないかとか。そういう自責感の強さというのは、どんなトラウマ体験でも同じです。

例えば、もっとはっきり分かりやすいもので言えば、津波の被害で家族が死んでも、人は自分のせいだというふうに自分を責めていますし、交通事故で子供が死んでも、ちゃんと青信号で渡るように言わなかつた私のせいだみたいに自分のことを責めているので、要するに、

理不尽なことが起こったときに、人は意味がなく、そういう大変なことが起こったというのに耐えられないんですよ。

多分、脳の構造が何かストーリーをつくるようにできている、そういうナラティブをつくるようにできているという論文も最近出ていますけれども、一つの話をするためには、そういう何かすごく理不尽なことが起こったのは、自分のせいだというふうにした方がナラティブになりやすいという、多分そういうことなんだと思います。

なので、PTSDの人は例外なく自責的ですし、余り自責的過ぎて人に言えない、本当に私が悪いと思っているから言えないということもよくあります。やっぱり恥ずかしいということもありますね。

それから、どうして性暴力被害には、こういう解離的な症状が起きやすいのかという問題は、まだもう一つ、解明されきってないと思いますけれども、現象として、解離症状が起りやすいということは研究として言われていると思います。

被害後に怒りの感情がある人もいますけれども、感情麻痺が起きちゃって、被害や被害直後には感じられていない人が結構います。淡々としていて、一応、例えば調書なんか取ると、半分周りの人が言うこともあって、厳罰に処してくださいとは言うんだけど、強い怒りがそれに伴ってないことは、きっと御経験があると思います。

そういうときは、感情麻痺が起こっているというふう考えた方がよくて、大体、治療して、かなりよくなってくると、あんなやつ殺してやればよかったとか、すごく強い怒りの感情が出てくるのが普通です。だから、虐待の被害者の場合なんか大体麻痺していて、性的虐待で父親からされたとすると、最初は父親のことを、いや、そんなに私は関心がないんですとか言うんだけど、関心ないわけじゃないですよ。自分のことを虐待していた父親に関心がない人はいないんですが、関心ないと言ってしまふ。こういう場合、過去のことを思い出せない、思い出すというか、じっくり検討することができないんですよ。治療して、ちゃんと思い出せるようになってくると怒りが爆発するというのは、本当によく経験します。

こういう感情の麻痺が起れば、自分が加害者に対して、恐怖を感じているとか怒りを感じているということさえ分からなくなることがあります。

性器挿入を含む性的被害体験は典型的なトラウマ体験であり、すなわち、体験や、その後に恐怖を含む多くの感情を伴うことを意味しています。被害を受けた人が強姦等の被害体験の後に、何も感じないと、冷静な様子であれば、感情麻痺の症状があると考えた方が、正しいことが多いと思います。

それって、詐病とどう違うんですかという質問を時々受けますが、本当に麻痺しているだけなんですよ、感情が。だから、いろいろ正しいことは言うんだけど、いろんな感情が全く出てこない。詐病の人は大概怒ってみせたり、そういうことをしますよね。それもないです。

また、自責感や恥の感覚は、被害体験の事実がどのようなであっても、例えば子供が親から被害を受けるといったような状態においても、実際に責任を負うべきかどうかということとは関係なく、強く表現されます。自分が悪かったから、このようなことが起こった、人に言えない自分の恥だなどと表現されます。

上記のような状態のために、性暴力の被害者は被害を受けて、嫌だったら抵抗するだろうと、すぐに人に言うだろうという一般的な考えでは説明できない行動をとってしまうことが

多いです。すなわち、家族にも相談しなかったり、何でもないように淡々として、加害者に対して怒りを見せなかったりします。

一方で、恐怖感が強くて、家に引きこもったり、男性が怖いために、家族の男性にも近寄れなくなることもあります。

そして結局これらの心理状態は、被害者が加害者に抵抗したり、行為を拒否したり、警察に届けたり、人に相談することを妨げてしまいます。

高校生ぐらいの女性が被害に遭って、PTSDになると、男性嫌いで、そばに全く寄らず、ズボンばかりはいているという人が一群います。実はもっと多い人は、性的に過活動になる人で、性的な非行を繰り返すようになります。もう自分には先行きがないと思い、自分は汚れていると思い、それは自分のせいだと思っている人は、自分の身を守ることをしませんし、性的に、もう1回性交したりすることで、復讐したいというふうに思っている人もいますね。

聞ける程度に回復した人にどういうふうに考えているのと聞くと、お金をとって性交することで、自分がやられてしまったことの復讐をしているというふうに言う人もいます。それから、そうじゃなくて、前の体験を塗り替えたというふうに言う人もいます。

この辺も、被害に遭った後、たくさんボーイフレンドと付き合っていて、また被害にも遭っているし、全然何でもなかったんだという言い方をされる被害者もいますけれども、もちろん何でもなかったわけではありません。性的な、アクティベーションというのは、1974年、PTSDの概念がまだできる前に、レイプ・トラウマ・シンドロームという最初の論文が出たときから書いてあります。被害を受けた人によく見られるものとして、性的な過活動が挙げられています。

(事例2について、被害者の被害時の心理状況等を説明)

被告人と被鑑定人との関係について、被鑑定人の心理を検討してみると、DVや虐待被害者との類似点が多いことが分かります。

大概、親子が一番典型ですけれども、学校の先生と子供とか、パワーがあって、大概こういう被害を与える人というのは、大体相手に共感的じゃないですから、支配的な関係を持っていることが多いです。そういう関係の中でやっていると、被害者はその人の機嫌をうかがうことに精いっぱいになってしまう。これも本当によくあることです。

その優越的な地位や脅しなど、心理的な力が働いて、抵抗ができないということもよくあります。極端なケースだと、二十歳くらいになっても、身体的な虐待が続いていたりすると、親に抵抗できない人が時々いるんですね。

多くは、思春期になると、だんだん力が強くなってくると、家出したりというようなことがあるんですけれども、全然できない人がいて、こちらから見ると、親の方が、たたきめせるんじゃないぐらいの体格体力に見えるんだけど、本人は本当に怖がって、親の一言一動をいつも見ているというようなケースもあって、そこから逃れるというのは本当に大変なことです。

優越的な関係があって、正確に言うと、支配・服従関係がつくられている場合は、言うことを聞かなければ更によくないことが起きることを被害者は既に学習していますから、反抗せずに加害者に従うことが多いです。

例えば、子供の性的虐待では、ほとんどの場合、子供は抵抗せずに言いなりになり、繰り返しの被害が起きます。優越的地位における支配性がどの程度の強度を持つかは、ケースにより様々で、両者の相対的な関係にもよります。

例えば、暴力の極みみたいなケースでは、強制収容所の収容している方と収容されている側というのは、パワーの差は圧倒的ですよね。生殺与奪の権が握られていますから、そこでは言うことを聞かなかったら、死しかないわけですよね。だけれども、子供が小さくて、親がひどい身体的虐待やネグレクトで、御飯食べさせないとかしている場合も、ほとんどそれに等しいです。子供は逃げられないし、実際死にますよね。そういう状況の中では、本当に言いなりになるのが普通です。

職場なんかの優越関係は、それに比べれば、もうちょっと弱いものになります。だけれども、やっぱり2人のパワーの関係があって、以前鑑定したケースで、多分加害者の方がパーソナリティ障害で、反社会性人格障害ですね、それで、人を収奪するのが仕事みたいになっている人がいて、その人がある会社に入ってきたときには、周りの女性だけじゃなく男性も、みんなお金を巻き上げられたり、殴られたりしているんだけれども、事件が明るみになるまでは、周りの人たちは全くそれぞれの被害が分かっていたケースというのがありました。

私は何でその事件を知ったかという、最後に、その人に見込まれちゃった被害者が死ぬところまでやられちゃったからですね。そういうようなケースもやっぱりあります。家族などの閉じた空間では、他からの情報が入らないため、認知の修正がなされないため、支配性が強まります。

人に言うとか、家族にばらすなどと加害者が脅すこともあります。性的行為について、人に言うこと自体が恥ずかしいことでありますから、性暴力被害を受けたことそのものが、一種の脅しの道具として使われます。

これも経験したケースですけれども、強盗などの他の犯罪被害だけなら警察に届けられるのに、性的被害も受けたことによって、警察に行かなかったという事例も臨床で経験します。これは、性交がすごく有効な脅しになっているというふうに考えられます。

内閣府のさっき挙げた調査には、たくさん質問があるんですけども、無理やり性交された体験の4分の3が知人から行われます。また、若年者の被害が多く、未成年での被害が約4割に達します。未成年の被害も、多くは知人から行われています。

学校の学生や生徒を対象にしたものでは、教師、塾や習い事の講師、部活動のコーチなど、日常的な関係の中で優越的な地位にある者からの被害が多いです。これらの被害者の治療は、性暴力被害者の臨床では、大変日常的で、私はこういうケースにまみれて、ふだんは臨床しております。

性暴力の被害者は、年少者から高齢者にまでわたっていますが、未成年者の場合は、身体的にも心理的にも社会的にも、成年者より力が弱いことが多いため、上記で述べたような日常的な優越関係の中でも被害に遭いやすいというふうに考えます。

もう一つ、さすがに家の中で家族を殴っているというのは、人は今や余り言わないと思いますけれども、スポーツの特殊な世界で、しかもプロを目指すとなると、殴っても当たり前みたいな、これも大分話題になりましたけれども、この体質というのはなかなか変わらないですね。

スポーツコーチからの被害は、やっぱり臨床では結構見ます。こういう体質のせいで被害者の方もなかなか言えない状況に追い込まれていて、被害が潜在化しやすいというふうに思います。

こういうケースを治療していると、ある程度回復してくると、丁寧に話を聞けば、何でこんなふうになったのか、よく分かるんですけども、やっぱり刑事裁判の段階での調書の中では、こういうような心理というのは、ほとんど発見されていなくて、むしろ、例えば検事さんは、余りこの人が抵抗できなかったことなんかを聞いてしまうと、公判維持が難しいと思われるのかもしれませんが、抵抗できなかったことを聞かずに一つストーリーが作られているんですが、それって本当のストーリーなのというふうに、後で思うケースがあることもあります。

それは何か、ちょっともったいないなというか、無理にそういうことを作らなくても、本当によく聞けば分かるのになというのが、医者立場からは思うことではありますね。

事例に関しては以上です。

【スライド19】これは、参考です。さっき挙げたものですが、資料として出したんですが、警察がやっている犯罪被害者の類型別の継続調査のちょっと古いのを持ってきたんですけども、これで見ると、やっぱり性犯罪の被害が一番、具合が悪い人、K6というのは、うつと不安を簡単にスクリーニングするものですけども、その後の様子を見てみると、大体経過年数が、殺人・傷害が約4年6か月、交通事故が4年3か月、性犯罪が3年5か月ぐらいの人たちですけども、それぐらい経っても、明らかに具合が悪い人が多いのは分かりますよね。

性犯罪による被害と、次が殺人・傷害の遺族と被害者本人ですから、この二つが犯罪被害者支援の相談の多くを占めていることもうなずけるところです。

【スライド20】これが、さきほどお話しした加害者との面識の有無と異性から無理やりに性交された被害に遭った時期というのをクロス表で、これ、内閣府の方でクロス表が出ていたときがあって、それでやっているものですけども、例えば、小学校入学以前は4ケースしかないですけども、全く知らない人が1件、面識ありが3件で、顔見知り程度の人とよく知っている、よく知っている人は、これ多分、性的虐待ですね。という感じです。

小学生のときでも、面識ありの方が多くて、よく知っている人がほとんどで、この辺は全部虐待のケースというふうに考えられます。ただ、知らない人の6件というのも、やっぱり小学生だと多いんだなというのが分かります。

中学から19歳まで、この辺を見ていただきますと、これもやっぱり、よく知っている人が多くて、知らない人は大体それよりは、半分ぐらいですかね、というふうになっています。こちらが実際の被害の実情なんだろうとは思いますが。

【スライド21】最後のスライド、事例の2番目のケースは、トニック・イモビリティと解離と、それから背景に関係性の問題があるというふうに整理しております。今、その三つについては、それぞれ御説明いたしました。

ということで、私もまた鑑定をするときに参考にできると思いますので、御意見をいただければと思います。

以上です。

### ○山田法務総合研究所部付

ありがとうございました。

それでは、引き続き、質疑応答に移らせていただきます。

御質問ありますでしょうか。

### ○野原法務総合研究所総務企画部副部長

法総研の総務企画部の副部長、野原でございます。今日はお忙しいところ、貴重なお話を頂き、誠にありがとうございます。

ちょっと、若干細かいのかもしれないんですけども、1点教えていただきたいことがございます。性犯罪の被害者の方については、トニック・イモビリティーという症状が表れるということが多いというお話と、解離症状が表れることが多いというお話がありまして、事例2ではT I プラス解離という分析をしておられまして、事例1ではT I と感情麻痺という……

### ○小西先生

これもT I プラス解離です。感情麻痺も解離のうちの一つというふうに考える。

### ○野原法務総合研究所総務企画部副部長

なるほど。

T I と解離というのは、どういう関係にあるのかというのを、ちょっと教えていただければなと思ったんですが。

### ○小西先生

そういう質問が出るだろうと思っておりました。

今のところ、解離というのは、臨床的に研究されてきたものでして、さっきもお話したように、生物学的な基本というのが、余りまだ解明されていないんですね。

その中に、例えば、体が動かないという直後の症状として、T I というのが説明されるというのが入ってきているので、直後の動きとして、お聞きになったことがあるかと思いますが、ファイト・オア・フライトあるいはフリーズという言い方をしますけれども、このファイト・オア・フライトのところについては、アドレナリンががんと出ると、そういうことが起こるというところで、生物学的実態があるんだけれども、フリーズの方は、現象的にはフリーズがありながら、実際に、どうしてそういうことが起こるかというのが、余り説明されていなかったんですよ。

フリーズが、体の運動の麻痺という、その麻痺という言葉で、解離の一端として説明されるということもあったし、自分でもそういうふうに鑑定書を書いたこともあったんですけども、フリーズに当たるところをトニック・イモビリティーが説明していると考えています。

臨床的な解離というものが、一体どういうふうに分類されて、それがトニック・イモビリティーとどういう関係を持つのかというのは、ちょっとまだこれからなんですね。Dissociationディソシエーション、解離とT I に関しては、トニック・イモビリティーが起きた人は解離が起きやすいとか、そういうレベルでは実証研究があるんですが、ちょっとそ

れ以上の、本当にこういうふうに分かれているんですよという説明がまだありません。

臨床的には分かっている不思議な状態ですよ。感情だけ麻痺したり、感覚だけ麻痺したり、記憶が麻痺したりという、そういう状態が、一つの解離性障害という精神障害の枠にあることは間違いないわけで、そういう状態があることに議論はないと思うんですけども、じゃそれが生物学的に説明されるものと、どういう関係かというところは、ちょっとまだ不十分だと思います。

そういう意味では、人間におけるT Iというものが、もうちょっと研究が進んでくると、もっとはっきりするのかと、むしろ解離の研究の方にも影響を与えるのかなと思います。

例えば、解離の痛覚麻痺なんかは、エンドルフィン系、オピオイド系ですね、脳内の。そういうホルモンが分泌されることによって実現されるんだらうとか、そういう個別のことはいわれているんですけども、じゃ解離総体として、集めた解離性障害のバイオロジカルな基盤が何なのかというと、まだ説明ができません。

### ○山田法務総合研究所部付

ほかの御質問はいかがでしょうか。

### ○東山刑事局刑事法制管理官

刑事局刑事法制管理官の東山と申します。先生、今日は非常に興味深いお話をしていただきまして、ありがとうございました。

若干、法律的な観点からの質問になってしまうんですけども、被害者の方が、このT Iないし解離の状態になった場合のことをお聞きします。

例えば強姦性交等を立証する場合に、検察官は、犯人側が被害者が性行為に同意していないということを認識していること、つまり、故意を立証しなければならないわけですけども、T Iないし解離あるいは感情麻痺になっている相手方が、性行為に同意していないのか、あるいは、ボーダーレスというか、認定が非常に難しいところであるんですが、渋々ながらも同意しているんじゃないかとか、要するに、その辺りの区別を犯人側ができるんでしょうか。

何と申しますかね、徴表というか、メルクマールといいますか、その辺りは、どういうふうに考えればよろしいんでしょうか。

### ○小西先生

おっしゃっている場所が、やっぱりキーポイントだと思います。

ここのところは、むしろ私も聞きたいんですけども、全く無動になっている人というのは、それは合意していないんですけども、抵抗もしていませんよね。この人たち、意識状態は割と清明ですから、自分では嫌だと思ったりしているわけだけども、全く発言もしなければ、体も避けるとか、そういうこともしていないわけで、また逆に、被害を与えるような人たちは、どちらかといえば、そういうことを敏感に察知する人じゃないですよ。すごく自分勝手な人が多いので、そういう意味では、それが合意していないことの表れだというふうに、今の状態でそういうふうに思うことは難しかろうとは思ってますね。

だけれども、抗拒不能の問題ともつながってくるんですけども、トニック・イモビリテ

イーなんて、明らかに抗拒不能ですよ、この状態の間は。その後、解離してしまったら、多分、一度も合意は与えないんだけど、抵抗が全くなく性交が進むわけですよ。

その中で、合意はしていないということは、加害者の方は分かっているケースもやっぱりあります。それでも、裁判所の判断が、抗拒不能とはいえない、客観的に見て、この人動けたんじゃないかとされているケースもあって、そういう言い方していいかどうか分かりませんが、裁判長が知らないだけじゃないか。無知で、こういう状態のときに何が起こるか知らないで、一般人の感覚で、急に恐怖を与えられた人がどうなるか知らないのに、自分がその場にいたら動くだろうみたいな形で判断するのは、余りにも乱暴じゃないかというふうには思うんですけども。

#### ○東山刑事局刑事法制管理官

抵抗できたかどうかということは、故意の立証とはちょっと別の話で、客観的に同意していないということは立証できるのかもしれませんが、問題はやっぱり故意の立証だと思っていて、我々は本日先生の講義を聞いたこともありますので、例えばですけども、完全にフリーズといいますか、何の反応もなくなった人について、この人は同意していないんだなというのは分かると思うんですけども、要するに、全く心理学的な知識のない犯人が、相手方が同意していないと受けとるのか、消極的ではあるけれども同意しているというふうに見ているのか。そういうときには、やっぱり検察官としては、同意していないということを知っているということを知証しなければいけないんですけども、その辺りを、例えば、どのような材料から拾っていけばいいのか、聞いたかったところがございます。

#### ○小西先生

どっち側から見たときですかね。加害者側から見たときに、共感性が低い人たちが、この被害者は同意していない、嫌がっているんだと思うのは、それはなかなか難しいと思いますね。

ただ、そういう意味では今度、程度問題として、やめてと言うこと自体もすごく大変なことで、またそうすると、今度は抵抗がどのくらいかという話になるんですけども、ケースによってはそれだけ言えたら、最大に言えていると考えなくちゃいけないと、医学的に見れば、私は思うんですよ。だけれども、そういうふうには捉えられていない。

もうちょっと、そういうところが丁寧に捉えられれば、全ケースじゃないけれども、抵抗していたということが、もう少し言えるんじゃないかなと思います。

ただ、正直、びっくりしたら人は動けなくなるんだから、それは同意がないことだというふうに世の中の常識が変わる必要があるのかなと思います。

#### ○東山刑事局刑事法制管理官

なるほど、分かりました。ありがとうございます。

#### ○小西先生

でも、それは何か、納得がいかない話です。

犯人が共感性が低くて、相手のことなんか考えない勝手な人であればあるほど、相手の状

態を認識しないということになりますよね、相手の同意を。それでいいのかというのは思うんですけども、そこから先は私の専門じゃないんで、頭が止まってしまうんですが。

だから、せめてもっと、一番最初に言いましたよね、本当に嫌がっていても消極的な抵抗ぐらいの人がすごく多いと。その辺の消極的抵抗が、抵抗として認識されないと変わらないのかなというふうに思いました。

#### ○東山刑事局刑事法制管理官

ありがとうございます。

#### ○吉田秘書課企画再犯防止推進室長

官房秘書課の吉田と申します。本日は貴重なお話を聞かせていただいて、ありがとうございました。

今の質問とも若干関連するかもしれないんですけども、今話に出たのは、加害者側が相手の同意のないことを認識できるかという話でしたが、その前提として、処罰に値する性行為をどのように外形的に切り出せるのだろうかという点に関連してお伺いできればと存じます。単なる性行為、例えば、交際していて、意思決定に何の瑕疵もない者同士が性行為をする、これは処罰できないわけでございますけれども、それを前提として、どのようにすれば処罰に値する行為を外形的に切り出せるのだろうかということを考えておきまして、同意のない性行為は全て処罰対象とすべきだという御意見もあろうかとは思いますが、ただ、同意の有無は内心の問題になってしまうので、それだけでは、外形的には、やはり処罰に値しない性行為との区別ができないのではないかという議論もあると思います。

そういう中であって、例えば、本日お話しになったトニック・イモビリティが典型的に生じやすい状況ですとか、あるいは加害者側の行為として、典型的にこういうことがあると生じやすいとか、そういう処罰に値しない性行為と切り分ける目印のようなものがあるかどうかについて、御経験、御知見がございましたらお聞きできればと思います。

#### ○小西先生

すごく難しいですけども、それは、性行為そのものに伴う行動でということですかね。そうすると難しいですが、基本的には、ここに出てきたような、知人であれば、やっぱり関係性の問題がすごく大きいですね。パワーのある人がパワーのない人に向かってやっているときには、やはりいろんな反応も起きやすい。要するに、どうしたらいいか分からないからというのはあります。けれども、もうちょっと行動に近いことで何かという御質問ですよ、多分。

#### ○吉田秘書課企画再犯防止推進室長

そうですね、例えば、事例の一つ目ですと、突然、見知らぬ者が、被害者としては1人であると思っていた空間に入ってきた、そして、「やらせてよ」という、普通の社会人の間では初対面では言わないであろう言動があったということで、確かに、被害者としては驚き困惑することは間違いないと思うのですが、その一方で、驚き困惑させられるようなシチュエーションというのは、世の中にいろいろありそうな気もして、そういうのがあれば、常に、

犯罪に近い、処罰に値する性行為に結び付き得るといえるのかということ、若干ちゅうちょもあるところですが。ただ、一方で、先生の御知見の中で、類型的に、そういう場合には、こういうトニック・イモビリティみたいなものが生じやすいのだということがあるのであれば、それは私の認識が誤っていることになるのかなとも思ったりして、何か、行為そのものや、行為が行われるその場の状況などに特徴的なものがあるのかどうかという点に関心があるのですが。

#### ○小西先生

結局、研究論文は、被害者を調べているために、被害者の特性というところでどうしても関心がいきがちなんです。そうすると、PTSDが、ある人は起きやすいとか、そういうふうに出てくるんだけど、多分それは、思われていることとは違うんですよ。

多分、事例1ではおっしゃるとおりで、驚愕度が非常に強くて、何の思ってもいないことが起きたということも、一つの要因としてあるというのは、あると思いますね。

2番目の方もそうですね。ラブホテルに行って性交するなんて、思いもしない相手から言われて、すごく驚いたというのもあるけど、なかなか難しいけれども、やばいぞ、やばいぞと思って、そうなるというケースに比べれば、これは二つとも、すごく驚いていて、恐怖が突然くる、そういうようなことが、やっぱり招きやすいところはあると思いますね。

ただ、本当に、あると思いますねくらいのところで、決定的なことが言えなくて申し訳ないです。

#### ○吉田秘書課企画再犯防止推進室長

ありがとうございました。

#### ○大場保護局観察課長

保護局観察課長の大場でございます。貴重なお話ありがとうございました。

小西先生は昔から被害者支援のレジェンドでおられたので、本当に今日、お話を伺えてよかったなと思いました。

更生保護の分野で、性犯罪も含めて、被害者の方とお会いするのは、事件からかなり時間が経ってからがほとんどです。例えば、刑務所入所中の加害者の仮釈放の是非について意見を言いたいといった場面等が考えられます。

そういったときに、とりわけ、性犯罪の被害者の方に対応する保護観察官が専門職として、特に配慮しなくてはいけないことは何かといった点についてお伺いしたいと思います。被害者によっては、例えば、たいへん強い怒りの表出をされたり、既に確定した、どうにもならない判決に対して、非常に納得いかないとおっしゃる方もいます。裁判のときは言えなかったけれども、今は怒りが爆発して、殺してやりたいというふうなこともあります。

そういったときに対応する専門職としての保護観察官に対し、是非、ご助言いただければと思います。

#### ○小西先生

そうですね……多分、どちらかというと、これから釈放される人たちの心情とかは、よく

御存じなんだと思うんですよね。そういうときに、被害者から怒りをぶつけられると、大概、どうしても言い訳する、ああ、でも、それはこういうことだからと、かなり自動的に言い訳する人が多いかなと思うんですけれども、怒っている人は、言い訳すると、余計怒ると思うんですね。

怒っていたら、私の立場からすると、怒れるまでは回復したんだねという感じだと思いますし、本当にそういうところで、まだ全く回復していない人は、行けない、その場面に行けないと思いますから、少なくとも、来られたこととか怒っていることとかは、本当は評価した方がいいんだと思うんですよね。

けれども、それが司法の決定に何か影響を与えることはすごい少ないと思うので、そういう立場に立って聞くんだったら、怒りも受け止めてください。それぐらいしか。

理不尽な怒りもありますよ。PTSDの一環としての怒りは、やっぱり理不尽ですので、本当に回復していない限りは、「そんなに怒ったってしょうがないでしょう」みたいな怒りを持っている人も、それはあります。

加害者の方はあっけなく事件のことは忘れますよね。捕まらないようにしようと思っているだけというのが実態だと思いますけれども、被害を受けた人は、ここにありますように、3年半たっても3分の1くらいの方は、まだ非常に具合が悪いわけですよね。その辺がすごい不釣り合いなことというのは、やっぱりよく知っていただく必要があると思います。

被害を受けた方は、ほとんど一生の影響を受けます。それで人生変わってしまって、例えば、普通の就職ができなかったり、学校に行けなくなっちゃったり、ずっと生活保護だったり、そういう人が結構いるんですね。

やっぱり、「あんた誰でしたっけ」くらいに忘れる人と、こちらの人が受けた被害の大きさというのは全く違うので、だから、同様に共感せよというのは、それは不可能なことだし、被害者はどうしてもそういうふうになるわけなんです。けれども、同じ大きさと共感することは無理なことですよね。無理なことなんだけれども、それで無理でいいんだけれども、そういうアンバランスをよく知ってくださいという、それはもうしょうがないんだということで、真ん中の人が受け止めるしかないんだと思っていただくことしかないかもしれないなと思います。

すみません、余りいい答えになりません。

#### ○大場保護局観察課長

いえ、心に響きます。ありがとうございます。

#### ○山田法務総合研究所部付

あとはよろしいですか。

時間もありますので、質疑応答をここで終了とさせていただきます。

最後に、座長の西山政策立案総括審議官から一言お願いいたします。

#### ○西山政策立案総括審議官

私、本ワーキンググループの座長を務めています西山でございます。

小西先生におかれては、御多忙の中、足をお運びいただき、貴重なお話を頂きまして、本

当にありがとうございました。

限られた時間ではございましたけれども、先生の豊富な御経験に基づき、また、各種データや具体的な事例を示していただき、御講義を頂きまして、性犯罪被害者の方々の被害時の心理状態であるとか、あるいはその反応について、分析的に丁寧に御説明を頂いて、本当に理解を深めることができたというふうに思っております。

本日得られました知見につきましては、本ワーキンググループにおきましても、大いに参考にさせていただきたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。

#### ○山田法務総合研究所部付

それでは、小西先生、ありがとうございました。

これをもちまして、第8回性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループを終了させていただきます。

—了—